道路等の管理及び処分に関する事務処理要領

第１章　　総　則

（趣　旨）

第　１　条　この要領は、川崎市（以下「市」という。）が所管する道路及び水路の管理及び処分に関する事務手続について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（用　語）

第　２　条　この要領における用語は、次の各号に定めるところによる。

⑴　公道とは、道路法に定める国道、県道及び市道をいう。

⑵　既存道路とは、現に市が管理している道路法の道路をいう。

⑶　私道とは、既存道路の拡幅部分を含む、道路法が適用されていない道路をいう。

⑷　廃道路敷とは、道路法第９２条第１項に規定する不用物件をいう。

⑸　既存水路とは、現に市が管理している水路をいう。

⑹　私有水路とは、前号に掲げる水路以外の水路をいう。

⑺　廃水路敷とは、水路の用途廃止をした敷地をいう。

（所管事務）

第　３　条　建設緑政局長は、次の各号に掲げる事務手続を所管するものとする。

⑴　私道、私有水路の寄附受納に関する事務手続

⑵　既存道路、既存水路の付替え及びこれに伴う交換に関する事務手続

⑶　既存道路、既存水路の用途廃止に関する事務手続

⑷　廃道路敷、廃水路敷の売払いに関する事務手続

２　区長は、前項に掲げる事務手続に要する、現地調査、指導及び書類審査等の事務を所管するものとする。

（適用の除外）

第　４　条　この要領は、次の各号に掲げる事務手続には適用しない。

⑴　都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法その他の法令の規定に基づく帰属、換地、権利変換等による道路及び水路の管理及び処分

⑵　川崎市狭あい道路拡幅整備要綱に基づく寄附受納

⑶　測量助成制度を適用した団地における道路及び水路の管理及び処分

第２章　寄附受納

（私道の寄附申請）

第　５　条　建設緑政局長及び区長（以下「建設緑政局長等」という。）は、私道を寄附しようとする者（以下第６条まで「申請人」という。）に対して、別に定める申請書に次に掲げる図書で必要なものを添付して提出させるものとする。

⑴　申請人が法人の場合、資格証明書
⑵　案内図
⑶　土地面積調書
⑷　公図写し
⑸　実測求積平面図
⑹　土地境界確定図
⑺　私道の土地登記簿謄本
⑻　現況写真
⑼　道路付属物及び占用物件の表示図
⑽　私道に関する図面
⑾　既存道路の沿道土地調書
⑿　既存道路の沿道土地登記簿謄本
⒀　私道と民有地との境界承諾書
⒁　登記用図書
　ア　土地登記承諾書
　イ　登記原因証明情報
　ウ　印鑑証明書
⒂　その他必要な図書

（私道の寄附受納基準）

第　６　条　寄附受納しようとする私道は、「私道を市道に認定する基準」に適合するか又は次の各号に掲げるものであるものとする。

⑴　既存道路と、建築基準法第４２条第２項の規定により道路の境界線とみなされる線にはさまれた部分（以下「後退用地」という。）
⑵　家屋が連たんしている既存道路と一体整備され、既に一般交通の用に供し、かつ当該既存道路の効用、機能を高める拡幅部分

２　前項の私道が次の各号に掲げる基準に適合する場合、前条に定める申請に基づき、私道を寄附受納するものとする。

⑴　私道の敷地は無償寄附であり、所有権の移転がすみやかにできること。
⑵　私道の敷地には、抵当権、質権、賃借権その他維持管理上支障となる権利（以下「所有権以外の権利」という。）が設定されていないこと。ただし、一筆の土地の一部を寄附受納する場合で、申請人が権利抹消について当該権利者から内諾を得、分筆登記の際にこれを抹消出来るときは、この限りではない。

⑶　私道と隣接する民有地との境界が確定していること。
⑷　流末排水施設の敷地は、維持管理上必要な幅員が確保されていること。
⑸　開発行為等により築造された私道の場合は、申請人が敷地の分筆及び「道水路等の引継に伴う測量成果の作製基準」に基づき測量成果の作成をしていること。

（私有水路の寄附申請）
第　7　条　建設緑政局長等は、私有水路を寄附しようとする者（以下この条において「申請人」という。）に対して、別に定める申請書に次に掲げる図書で必要なものを添付して提出させるものとする。
⑴　申請人が法人の場合、資格証明書
⑵　案内図
⑶　土地面積調書
⑷　公図写し
⑸　実測求積平面図
⑹　土地境界確定図
⑺　私有水路の土地登記簿謄本
⑻　現況写真
⑼　私有水路に関する図面
⑽　私有水路と民有地との境界承諾書
⑾　登記用図書
ア　土地登記承諾書
イ　登記原因証明情報
ウ　印鑑証明書
⑿　その他必要な図書

（私有水路の寄附受納基準）
第　8　条　私有水路が市が管理する施設としての効用を現に有し、次の各号に掲げる基準に適合する場合、前条に定める申請に基づき、私有水路を寄附受納するものとする。
⑴　私有水路の敷地は無償寄附であり、所有権の移転がすみやかにできること。
⑵　私有水路の敷地は分筆され、所有権以外の権利が設定されていないこと。
⑶　私有水路は、その上下流の状況を勘案し、維持管理上必要な構造が確保されていること。

第３章　付替えに伴う土地交換

（道路付替えに伴う土地交換申請）
第　9　条　建設緑政局長等は、既存道路の敷地と、これに付替わる私道の敷地とを交

換しようとする者（以下この条において「申請人」という。）に対して、別に定める申請書に次に掲げる図書で必要なものを添付して提出させるものとする。

⑴　申請人又は同意をなしたる者が法人の場合、資格証明書
⑵　案内図
⑶　土地面積調書
⑷　公図写し
⑸　実測求積平面図
⑹　土地境界確定図
⑺　既存道路の沿道の土地及び家屋調書
⑻　既存道路の沿道の土地及び家屋登記簿謄本
⑼　沿道土地、家屋所有者等の同意書及び印鑑証明書
⑽　町内会長の同意書
⑾　私道の土地登記簿謄本
⑿　私道と民有地との境界承諾書
⒀　付替え交換後、民有地となる土地と既存道路等との境界承諾書
⒁　現況写真
⒂　既存道路及び私道の占用物件調書
⒃　既存道路及び私道の道路付属物及び占用物件の表示図
⒄　私道に関する図面
⒅　登記用図書
　ア　公図写し
　イ　土地所在図
　ウ　地積測量図
　エ　不動産調査報告書（現況及び境界標写真添付）
　オ　土地登記承諾書
　カ　登記原因証明情報
　キ　印鑑証明書
⒆　その他必要な図書

（道路の付替え交換基準）

第１０条　私道が既存道路の代替機能を以前から有し、かつ維持管理上必要な構造が確保され、次の各号に掲げる基準に適合するとき、前条に定める申請に基づき、既存道路を付替えし、これを用途廃止した後、当該廃道路敷と私道の敷地とを交換するものとする。

⑴　既存道路は一般交通の用に供する必要がないこと。
⑵　私道の幅員は、原則として４ｍ以上で、かつ既存道路の幅員以上あること。ただし、過去の経緯等から事情止むを得ない場合は、既存道路と同幅員で付替えできるものとする。
⑶　既存道路の敷地は、都市計画道路その他公共事業計画の用地でないこと。
⑷　既存道路の占用物件その他の施設の所有者と移設等について協議が整ってい

ること。

⑸　私道の敷地は分筆され、所有権以外の権利が設定されていないこと。

２　交換は原則として等地積であるものとする。ただし、廃道路敷の面積が、私道の敷地面積を超える場合、その超えた敷地は売払いとし、又私道の敷地面積が、廃道路敷の面積を超える場合は、その超えた敷地は無償寄附とするものとする。

（水路付替えに伴う土地交換申請）

第１１条　建設緑政局長等は、既存水路の敷地と、これに付替わる私有水路の敷地とを交換しようとする者（以下この条において「申請人」という。）に対して、別に定める申請書に次に掲げる図書で必要なものを添付して提出させるものとする。

⑴　申請人又は同意をなしたる者が法人の場合、資格証明書

⑵　案内図

⑶　土地面積調書

⑷　公図写し

⑸　実測求積平面図

⑹　土地境界確定図

⑺　既存水路の沿線の土地調書

⑻　既存水路の沿線の土地登記簿謄本

⑼　沿線土地所有者等の同意書及び印鑑証明書

⑽　生産組合長の同意書

⑾　私有水路の土地登記簿謄本

⑿　私有水路と民有地との境界承諾書

⒀　付替え交換後、民有地となる土地と既存水路等との境界承諾書

⒁　現況写真

⒂　私有水路に関する図面

⒃　登記用図書

ア　公図写し

イ　土地所在図

ウ　地積測量図

エ　不動産調査報告書（現況及び境界標写真添付）

オ　土地登記承諾書

カ　登記原因証明情報

キ　印鑑証明書

⒄　その他必要な図書

（水路の付替え交換基準）

第１２条　私有水路の機能形態が既存水路と同等以上あり、かつ維持管理上必要な構造が確保され、次の各号に掲げる基準に適合するとき、前条に定める申請に基づき、既存水路を付替えし、これを用途廃止した後、当該廃水路敷と私有水路の敷地とを交換するものとする。

⑴　既存水路は水利の用に供する必要がないこと。
⑵　既存水路と私有水路は、同一水系であること。
⑶　既存水路の敷地は、親水整備事業その他公共事業計画の用地でないこと。
⑷　既存水路の占用物件その他の施設の所有者と移設等について協議が整っていること。
⑸　私有水路の構造は、水利関係者と十分に協議されていること。
⑹　私有水路の敷地は分筆され、所有権以外の権利が設定されていないこと。

２　交換は原則として等地積であるものとする。ただし、廃水路敷の面積が、私有水路の敷地面積を超える場合、その超えた敷地は売払いとし、又私有水路の敷地面積が、廃水路敷の面積を超える場合は、超えた敷地は無償寄附とするものとする。

第４章　用途廃止、売払い

（道路敷地の売払い申請）

第１３条　建設緑政局長等は、不用な既存道路の敷地の売払いを受けようとする者（以下この条において「申請人」という。）に対して、別に定める申請書に、次に掲げる図書で必要なものを添付して提出させるものとする。

⑴　申請人の印鑑証明書
⑵　申請人又は同意をなしたる者が法人の場合、資格証明書
⑶　案内図
⑷　土地面積調書
⑸　公図写し
⑹　実測求積平面図
⑺　土地境界確定図
⑻　既存道路の沿道土地及び家屋調書
⑼　既存道路の沿道土地及び家屋登記簿謄本
⑽　沿道土地及び家屋所有者等の同意書及び印鑑証明書
⑾　町内会長の同意書
⑿　売払いの後、民有地となる土地と既存道路等との境界承諾書
⒀　現況写真
⒁　既存道路の占用物件調書
⒂　既存道路の道路付属物及び占用物件の表示図
⒃　登記用図書
　ア　公図写し
　イ　土地所在図
　ウ　地積測量図
　エ　不動産調査報告書（現況及び境界標写真添付）

⒄　その他必要な図書

（道路の用途廃止、売払い基準）

第１４条　次の各号に掲げる基準に適合するとき、前条に定める申請に基づき、既存道路を用途廃止した後、当該廃道路敷を売払いするものとする。

⑴　既存道路は一般交通の用に供する必要がないこと。

⑵　道路の機能保持のために必要な敷地でないこと。

⑶　既存道路の一部を用途廃止する場合、存置する既存道路の一端は公道に接続していること。

⑷　既存道路の敷地が、都市計画道路その他公共事業計画の用地でないこと。

⑸　既存道路の占用物件その他の施設の所有者と移設等について協議が整っていること。

⑹　原則として用途廃止する既存道路は一括して売払いできること。

⑺　売払いする廃道路敷は、一宅地として利用困難な土地であること。

（水路敷地の売払い申請）

第１５条　建設緑政局長等は、不用な既存水路の敷地の売払いを受けようとする者（以下この条において「申請人」という。）に対して、別に定める申請書に次に掲げる図書で必要なものを添付して提出させるものとする。

⑴　申請人の印鑑証明書

⑵　申請人又は同意をなしたる者が法人の場合、資格証明書

⑶　案内図

⑷　土地面積調書

⑸　公図写し

⑹　実測求積平面図

⑺　土地境界確定図

⑻　既存水路の沿線の土地調書

⑼　既存水路の沿線の土地登記簿謄本

⑽　沿線土地所有者等の同意書及び印鑑証明書

⑾　生産組合長の同意書

⑿　売払いの後、民有地となる土地と既存水路等との境界承諾書

⒀　現況写真

⒁　登記用図書

ア　公図写し

イ　土地所在図

ウ　地積測量図

エ　不動産調査報告書（現況及び境界標写真添付）

⒂　その他必要な図書

（水路の用途廃止、売払い基準）

第１６条　次の各号に掲げる基準に適合するとき、前条に定める申請に基づき、既存水路を用途廃止した後、当該廃水路敷を売払いするものとする。

⑴　既存水路は水利の用に供する必要がないこと。

⑵　既存水路の一部を用途廃止する場合、原則として上流部からこれを行い、存置する既存水路の一端は他の既存水路又は公道に接続していること。

⑶　既存水路の敷地は、親水整備事業その他公共事業計画の用地でないこと。

⑷　既存水路の占用物件その他の施設の所有者と移設等について協議が整っていること。

⑸　原則として用途廃止する既存水路は一括して売払いできること。

⑹　売払いする廃水路敷は、一宅地として利用困難な土地であること。

第５章　申請の処理等

（事前調査）

第１７条　区長は、第５条、第７条、第９条、第１１条、第１３条、第１５条に定める申請について、事前にこの内容を調査のうえ当該申請をしようとする者（以下「申請人」という。）に対して回答し、必要に応じて関係部局と調整を行うものとする。

（申請書の送付）

第１８条　区長は、申請人から提出された申請書を、現地調査及び書類審査後、前条の調査事項も含む現地調査報告書を添付し、建設緑政局長に送付するものとする。

（寄附測量）

第１９条　建設緑政局長等は、第６条の規定に基づき私道を寄附受納する場合で、その範囲を確定する必要があるときは、当該私道の敷地の測量を行うものとする。

（申請人の承継）

第２０条　建設緑政局長等は、申請人の承継人に対して、別に定める届出書に必要な書類を添付して提出させるものとする。

第６章　雑　　則

（水路敷の道路区域への編入等）

第２１条　既存水路の敷地が、既存道路と一体で整備され一般交通の用に供する機能を有する場合は、その部分の敷地を道路の区域に編入できるものとする。

２　既存水路の敷地は、次の各号に掲げる場合、道路敷に管理換えできるものとする。

⑴　既に水路としての機能が消滅し、道路区域に編入されている敷地

⑵　水路の構造が函渠、管渠及び側溝等で、道路としての効用を兼ね備えている敷地
⑶　市が施工する道路事業又は道路管理上必要な敷地

（準　用）
第２２条　この要領は、道路及び水路に関する公共事業で市が必要とする敷地の管理及び処分について準用するものとする。

（委　任）
第２３条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は建設緑政局長が定めるものとする。

（取り下げ）
第２４条　第１３条及び第１４条により道路敷地及び水路敷地の売払い申請をした者が、売払いを取り下げる場合、別に定める取り下げ書を提出させるものとする。

附　則
１　この要領は、平成１３年５月１日より施行する。
２　道路付替等申請書受理に係る取扱要領（昭和４８年３月７日局長通達）は廃止する。
３　この改正要綱は、平成１９年４月１日より施行する。
４　この改正要領は、平成２２年４月１日より施行する。
５　この改正要領は、平成２６年４月１日より施行する。
６　この改正要領は、令和２年４月１日より施行する。
７　この改正要領は、令和３年３月１日より施行する。
８　この改正要領は、令和５年４月１日より施行する。
９　この改正要領は、令和７年４月１日より施行する。